

○あなだ委員 まず、質疑に際し、このように順番の計らいをいただきましたことに感謝申し上げたいと思います。

私からは、議案第53号旭川市子ども条例の制定について、質疑をさせていただきます。

最近、子ども条例、あるいは子どもの権利に関する条例をつくる自治体が目立っておりまして、本市におきましてもこのたび条例制定となりますことから、青少年の心身の健全な成長、発達を願う立場から、何点かその表現、あるいは内容に疑問の感じる箇所について、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、各自治体の子ども条例において、現在、条例の趣旨を正確に理解されていなかったり、あるいは曲解されたり、拡大解釈されたりと、あいまいな表現から、濫用なりはき違いなどにより、家庭から教育現場においてさまざまな問題があらわになってきているところであります。

そこで、本題に入る前に、この旭川市子ども条例がどのような立場でつくられたのか。もちろん公的な立場で、公正中立でなければならないわけではありますが、まず、本条例におきまして、条例名、前文から始まり、最後の第17条に至るまで、子どもという表現が実に60回表記されているわけであります。

そこでお尋ねをいたします。我が国の国語正字上、「子ども」というのは平仮名併記ではなくて、漢字で「子供」表記とされているわけであります。大辞林や広辞林においても漢字で「子供」表記であって、国語的に誤りであるのではないか。なぜにこうした平仮名併記であるのか、お尋ねしたいと思います。

○梅田子育て支援部次長 この子ども条例におけます「子ども」という字の表記の仕方についてのお尋ねでございますけれども、法律などを見ても、すべて漢字表記の場合、平仮名表記の場合、また、漢字と平仮名の併用、さまざまな形となっておりますけれども、この条例につきましては、本市の総合計画、それから、他都市におけます子どもに関する条例、あるいは、子どもですとか子育て支援と深くかかわっております少子化対策基本法、それから、次世代育成支援対策推進法、こういったものなどの表記を参考にいたしまして、漢字と平仮名の併用を使用しているところがございますので、御理解いただきたいと思います。

○あなだ委員 かつて「子供」の「供」は大人の供を意味し、児童の人格的自立を

認めない表記法であると、そうした誤った考えが一部の人々から提起をされ、以来、一部でこの表記法が使用されるようになったと認識をしております。子供の「供」は単なる当て字にすぎず、そのような意味を有しておりません。漢字で「子供」、あるいは平仮名で「こども」が正しい正字であると。国の文書にも、こうした「子ども」という平仮名併用は使っておられませんし、子どもの権利条約ではなく児童の権利条約が正式な法律名であります。また、5月5日も平仮名で「こどもの日」が正式名称とされる中で、旭川市の条例名としても、こうした「子ども」、平仮名併記を使用することは、我が国の国語正字上として誤った表記を公文書として採用することになるが、改めて見解をお伺いしたいと思います。

○倉知子育て支援部長 表記の仕方の点なんですけども、ちょっと繰り返しになりますけども、この条例を条文化する際に、先ほど答弁いたしましたけれども、本市における総合計画でありますとか、あるいはさまざまに子どもに関する条例がさまざまな都市で定められておまして、そういったものも参考にしておりますし、あるいは、先ほど言った法的な表記なども参考として、漢字と平仮名の併用を使用しているということで御理解いただきたいと思います。

○あなだ委員 この表記法を公的な立場として採用することは、旭川市として、一部の思想信条、そうした立場への支持を表明することにもなるのかなと思います。公正中立であるべき行政の本旨に反することになるのではないかと思うところがありますが、これまでこうした使い方をしてきたから、こうした漢字と平仮名の併用を使用してきたという御答弁でありましたけれども、パブコメでも、教育に携わる方から、国語正字上、誤りなのではないかという指摘をされておりますし、公的な立場として公正中立に欠ける表現ではないかということで、まずは指摘をさせていただきたいと思います。

次に、旭川市子ども条例について、制定の背景、経過についてお聞かせいただきたいと思います。

○梅田子育て支援部次長 子ども条例の制定に向けて取り組むこととなったきっかけでございますけども、旭川市次世代育成支援行動計画の後期計画の策定に当たりまして、子育て中の保護者の方を対象に実施いたしましたアンケート調査、その結果を踏まえまして、平成21年に、これまでの取り組みの総括、それから、今後

の取り組みの方向性、こういったことについて検討を行ってまいりました。

その中で、特に子育てを地域全体で支えるという意識を感じているか、あるいは、市民一人一人が子どもの健やかな成長を応援しているという意識を感じるかという設問がございまして、その設問に対して、特に地域のかかわりが大きいわけですが、子ども、子育て中の保護者の方からは、非常に満足度が低い状況にあるという結果が出てございます。

その一方で、市民まちづくりアンケートによりますと、年齢ですとか性別を問わずに、市民の方々が、子どもや子育て環境の充実に関して高い関心が見られておりました。

そういう意味で、市民全体の意識を一人一人の行動につなげていくための取り組みが必要であるとの認識を持ったところでございます。その取り組みとして、条例制定を含めて検討を進めまして、市民全体で子どもが健やかに育つ環境づくりのために条例を制定することとなったところでございます。

以上です。

○あなだ委員 次に、条例を制定することの意義についてお伺いいたします。

地方分権の時代において、自治体は法律で定められた制度や仕組みをそのまま執行するだけではなく、自治体の実情にあわせて一層の工夫を行うことが求められているかと思えます。

そこで、旭川市の実情にあった、旭川市の独自の内容、工夫というものがどこにあるのか。また、この条例の特徴はどこにあるのか、改めて見解をお伺いしたいと思います。

○梅田子育て支援部次長 この条例の特徴についてでございますけれども、子どもが健やかに育つために最も大切なことということで、大人からの愛情を受けることを重視するという、そして、子どもがみずから考え、行動する力をはぐくむために、夢や希望を持つこと、こういったことを規定しております。

そのための取り組みといたしまして、異年齢の子ども同士の交流ですとか、大学生などの青年が子どもとかかわることを盛り込んでおります。また、保護者の役割ということで、子どもへの愛情とともに、子どもが規範意識を身につけることの大切さということも盛り込んでいることを特徴としております。

以上です。

○あなだ委員 ちょっと漠然としているのかなと思いますが、それを踏まえて、全国の自治体の子どもに関する条例は、大きく4つの類型に分けられると思います。

1つ目は、子どもの権利を総合的に保障する総合条例型。2つ目は、子どもの意見表明、参加や、権利保護に関する個別条例型。3つ目は、子どもたちの社会性の低下や問題行動の多発に対応するための健全育成型。4つ目は、急速な少子化社会を迎え、それに対する対策として、子育て環境の整備や子育て支援を行う少子化対策型。本市はどれをモデルとしてつくられているのか、お伺いしたいと思います。

○梅田子育て支援部次長 子ども条例の類型に関するお尋ねでございますけども、改めて申しますと、この条例は、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する条例ということで、子どもの育ち支援ですとか、子育て支援を内容としているものでありますので、先ほど委員のお挙げになった4つの類型に限定してお答えするのはなかなか難しい面もあるということをまず御理解いただきたいと思いますが、その中で、あえて4つの類型で分けるとすれば、健全育成型に近いものなのかなというふうには考えております。

○あなだ委員 健全育成型に近いという御答弁でありました。

各自治体の子ども条例を見てみますと、その骨格や内容には共通した特徴がうかがえます。

まず第1に、子どもの権利についての規定であります。例えば、ありのままの自分でいる権利、自分で決める権利、あるいは、多少表現を変えて、個性が尊重されること、そういった権利がございます。

2つ目の特徴といたしまして、子どもの参加に関する規定であります。特に個別条例型と言われるものには、子どもの意見表明の機会、これを権利として定めているところがあります。これらは、子どもの意見表明、参加や権利保護に関する個別条例型に多く見られ、本市においてもこうした要素、表現が少なからず入っているものと思われそうですが、そうしたのではなく、健全育成型であるにとらえてもよろしいのでしょうか。

○倉知子育て支援部長 先ほども答弁申し上げましたけども、今回の条例につきましては、いわゆる権利条例型ではなくて、どちらかといえば健全育成型の条例だと

いう認識をしております。

以上でございます。

○あなだ委員 了解いたしました。

次に、前文についてお聞きしたいんですが、条例の前文に、「大人は、子どもと価値観が異なることがあっても、自ら考え、行動することが、子どもの権利である」とありますが、この前文が持つ子どもの権利の意味について、見解を伺いたいと思います。

○梅田子育て支援部次長 条例の前文にかかわってのお尋ねでございますけども、子どもが生きる力をはぐくむためには、みずから考え、行動することを通して多くのことを学び、また、経験することが大切でございます。ときにはこうした考えとか行動というのは、我々大人の価値観から見れば、一見すると余り意味がないのかなというふうに見える場合もありますし、また、子どもの行動というのが、その結果が見えてしまうという場合もあると思います。ただ、失敗することがあっても、子どもにとっては大切な学びとか経験の機会でございますので、それは子どもが大人へと成長するために必要不可欠なことであるというふうに考えております。そういった趣旨を踏まえまして、この条例におきまして、権利という言葉を使用させていただいております。

○あなだ委員 現在、本市の前文にもあるように、子どもがありのままでいる、個性が尊重されるといった権利が、そういったイメージにおいて、明確に権利の侵害を、こうした定義をされずに、子どもの権利と表記、あるいは規定した自治体において、当然の指導を行った親や教師に対し、権利の侵害の烙印が押されるなど、さまざまな問題が起こっております。安易にこうして権利と記載することは、そうした問題も生じてくるおそれがあるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○梅田子育て支援部次長 繰り返しのお話になるかもしれませんが、この条例は、子どもが社会の一員として成長していくために大切なことを規定しておりますけれども、大人が子どもにとって大切なことを理解するとともに、社会の一員として成長していくために必要なことを指導し、あるいは導くことを基本にしているところでございます。

したがいまして、この条例におきましては、必要な指導を行った大人、先ほど大人ということでお話ありましたので、大人について、権利侵害といったことの事態が生ずるといふことは想定はしておりません。

以上です。

○あなだ委員 今お尋ねしたのは、読み方、受け取り方によって、権利と規定されている、権利と書いてあるとして、冒頭、指摘させていただきましたとおり、これを曲解したり、拡大解釈されたり、その権利が侵害されたなど、濫用なりはき違ひなり、そのあいまいな表現から、家庭や教育現場においてさまざまな問題が起きないか、安易に権利と記載するのはどうなのかとお尋ねしたわけでありまして。再度、見解を伺います。

○倉知子育て支援部長 条例の前文についてのお尋ねでございまして、今、答弁申し上げますけれども、この条例につきましては、子どもが社会の一員として成長していくために必要な大切なこと、育ちとして大切なことを規定しているわけございまして、大人が子どもにとって大切なことを理解するということと同時に、社会の一員として成長してほしいということで、そのためには、やっぱり大人の指導というものもありますし、それから、いろんな意味で導くことが大切だということも基本としているものでございます。

こうした性格のものでございますので、前文は、施策を進めることが必要であるという宣言ということでとらまえておりまして、個別具体的な権利を付与すべきものを定めたのではなく、例えば札幌市のような権利条例ではありませんので、御理解いただきたいと思います。

○あなだ委員 子どもの表記同様に、権利という表記も、一つ一つ見ると非常にあいまいではないのかなと。別な表現があるのではないのかなと思うところでありまして、次に、前文の、「大人は、子どもと価値観が異なることがあっても、自ら考え、行動することが、子どもの権利」とあります。確かに児童福祉法では、みずから考えること、みずから行動することを前文に盛り込んでおります。しかし、「大人は、子どもと価値観が異なることがあっても」というのはいかがなものかと思うところでありまして。これは児童の権利に関する条約第5条が定める、親が子に対して「適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」これが担保され

なくなるのではないかと思うところでもあります。さらに、これを権利と表記することは、混乱を招き、児童の権利に関する条約の趣旨を逸脱するおそれがあると同時に、また、こうした曲解、拡大解釈されるおそれ、これが一つ懸念されるわけですが、見解をお伺いしたいと思います。

○梅田子育て支援部次長 前文にかかわってのお尋ねでございますけれども、この条例におきましては、子どもは心身ともに発達途上の段階にあることから、基本的に保護の対象であるというふうに認識しております。

そうした前提のもと、先ほども答弁いたしましたけれども、子どもが大人へと成長するために、大人により保障されることとして、権利として表記をしているところでございます。

また、子どもは保護の対象であることを踏まえまして、大人が子どもに対して、社会の一員として成長していくために必要なことを指導し、また、導くこと、これが必要であると考えておりまして、この条例におきましても、その前文におきまして大人は「子どもを見守り、又は導くこと」、これを盛り込んでいるほか、役割の規定の中で、保護者の役割ということであれば、「子どもが社会の一員として必要な規範意識を身に付けることができるよう努める」こと、また、学校など、育ち学ぶ施設の関係者の役割ということでは、「子どもが集団生活を通して、豊かな人間性及び社会性をはぐくみ」といったことなどを規定しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○あなだ委員 ただいま御答弁いただきましたとおり、そもそも子どもは特別な法を必要とする未熟な存在であります。子どもの権利の主体などと表現することはどう考えてもおかしいわけでありまして、だからこそ、「大人は、子どもと価値観が異なることがあっても」という、こうした表現を使うのではなくて、それを懸念した上で、児童の権利に関する条約第5条においては、親が子に対して「適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」と定めているわけでありまして、矛盾を感じないでしょうか。

○梅田子育て支援部次長 権利の考え方という部分であると思っておりますけれども、人が生まれながらにして持つ人権としての権利と、我々大人に許されている権利というものは異なっているというふうに考えております。この条例では、子どもはおおむ

ね18歳未満の者というふうに定義しておりますけども、社会的に見れば、みずから責任をとることができないということで、大人の指導というものはやはり不可欠だというふうに考えております。また、家庭とか学校におきましても、当然のごとく、保護者、あるいは教師による指導や支えというものは受けなければならないものというふうに考えております。

○あなだ委員 権利という意味、非常に重たい意味を持っていると思います。人権という権利というものもあるとおっしゃられました。繰り返しになりますが、子どもは特別な保護を必要とする未熟な存在なんです。子どもを権利の主体としたり、大人と同等扱いしたり、子どもの価値観や選択を無批判に認めたりすることは、子どもを尊重したり守ったりすることにはつながりません。かえって子どもを扇動して、そうした子どもの権利を利用しようとする大人のえじきになってしまうわけがあります。この権利の取り扱い、こうした言葉の取り扱いというのは非常にデリケートな部分でありまして、現にそうしたものを悪用された報告が数多く届けられている中で、本当に権利という言葉の重みを理解されているのか、そうした問題が起きたときに、そういった条例ではないですよと説明されるのかわからないですが、だれが責任をとるのか、見解を伺いたいと思います。

○梅田子育て支援部次長 先ほどの答弁の繰り返しになって申しわけないんですが、やはり生まれながらにして持つ人権という権利と、大人の権利は違うと。そういったことに立ちますと、社会的にみずから責任をとれない、そういった子どもたちに対しては、大人の指導というのは不可欠ですし、家庭や学校におきましても、保護者の方、教師による指導、そういったものがなければならないものというふうに考えております。

○あなだ委員 今御説明いただきましたとおり、我が国にはすばらしい児童憲章のもとに、さらには、国連の児童の権利に関する条約を批准し、憲法を頂点とする法体系のもとで、子どもの権利がしっかりと保障されているわけであります。

したがって、本条例であいまいにこうした権利と表記をすることに関して、何の意義や効果も全く見出せないのかなど。むしろ、これを曲げてとられること、これに対しての懸念があるわけでありますが、最後に確認させていただきます。そうした権利条例で言われる権利という意味ではなく、権利を保障する意味ではない、そ

うした意味でとらえてよろしいのでしょうか。

○梅田子育て支援部次長 引き続き条文にかかわってのお尋ねでございますけども、私ども、子どもを取り巻く状況ですとか、子ども自身の変化を踏まえますと、子どもが健やかに成長するためには、社会全体で子どもの育ちにとって大切なことについて共通認識を持ち、行動していくことが重要だと考えております。そのために必要なことを、子どもは基本的に保護の対象であるということを前提として盛り込んでいるということを御理解いただきたいなと思います。

○あなた委員 権利を保障する意味ではないと、そういったところを確認させていただいたとして、次に、児童福祉や教育分野など、子どもに関するさまざまな施策が講じられておりますが、どのようなものがあるか、お示しをいただきたいと思えます。

○梅田子育て支援部次長 児童福祉、あるいは教育に関する施策ということでございますけれども、まず、理念ですとか基本的な考え方を示すものということで児童福祉法がございますし、特定の目的のものとしたしましては、児童虐待の防止などに関する法律、また、少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法などがございます。また、条例としたしましては、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例、さらに、北海道青少年健全育成条例などがございまして、これらに基づいて、私ども、施策を推進しているところでございます。

○あなた委員 ただいまお答えいただきました現行法や条例をしっかりと運用できていれば、わざわざ子ども条例を制定する必要もないのかな、網羅されるのかなと考えるわけであります。また、こうした多大な経費と時間をかけて子ども条例を重ねて制定しようとした、その理由についてお聞かせいただきたいと思えます。

○梅田子育て支援部次長 子ども条例と既存の法律に関するお尋ね、それから、条例制定の理由ということでございますけども、子どもの権利が侵害されて救済が必要な事態になった、あるいは、児童虐待を防止しなきゃいけない、こういったものについては、先ほども答弁させていただきましたように、既存の法律などで対応できるものと考えておりますし、また、少子化対策、これにつきましては、地域単位、あるいは個人の価値観、生き方というものにもかかわるものということでございまして、国、あるいは少なくとも都道府県単位での取り組みが必要という認識を持つ

てございます。

また、児童福祉法に規定している内容、あるいは、児童の権利に関する条約の普及啓発、これは私ども、重要であると考えておりますが、こうした理念をもとにいたしまして、具体的に市民全体で子どもの健やかな育ちを支える環境づくりということにつなげていくには、共有する理念ですとか、子どもとの関係に応じた市民一人一人の役割ですとか、あるいは、その推進の仕組みなどが重要となってまいりますので、こうしたことを規定するものとして条例を制定する必要があるというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

○あなだ委員 また、条例の制定に当たって、この条例の解釈や運用の基本となる基本的な考えを明らかにしていただきたいと思えます。

特に我が国の児童育成、教育にかかわる基本法であります教育基本法がどのように反映されているのか、見解を伺います。

○梅田子育て支援部次長 子ども条例の基本的な考え方についてのお尋ねでございますけれども、まず、子どもは将来の無限の可能性を持っておりますけれども、同時に、経験不足のため、時としては大人と異なる価値観を持ち、また、行動をするものであり、子どもが健やかに育ち、社会の一員となっていくためには、愛情を通して、自分が大切にされているということを感じることで、そして、みずから考え、行動するためにも、夢や希望を持つことが大切であると考えております。この条例によりまして、市民全体でそのための環境づくりに取り組もうとしているところでございます。

また、教育基本法との関係でございますけれども、この条例は、先ほどお話ししましたような目的を踏まえながら、児童福祉法の理念を重視しているところでございまして、教育基本法を直接的に根拠としているものではないことについて御理解いただきたいと思えます。

○あなだ委員 ただいま、児童福祉法の理念を重視しており、教育基本法をその根拠とするものではないということでありましたが、我が国の児童育成、教育にかかわる基本法は教育基本法でございます。教育基本法では、生涯教育の理念を掲げ、学校教育はもちろん、第10条に家庭教育、第11条に幼児教育、第12条に社会

教育、第13条に学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力及び総合的かつ計画的な教育施策の推進と、児童の成長と育成、社会と行政の子育て支援施策に関して、総合的な方針や目標に関する基本理念となっております。

学校教育法の教育の目的、目標は、この教育基本法に準じているわけでありまして、子育て支援に学校教育が占める割合が総体的に高いと考えても、我が国の教育の基本方針を規定している教育基本法を根底に位置づけられるべきと考えますが、また、健全育成条例をうたっている自治体においては、教育基本法を根幹に位置づけられていると。そうした中で、この教育基本法をその根拠とするものではない、こういった理由であるのか、見解をお伺いしたいと思います。

○梅田子育て支援部次長 教育基本法とこの条例との関係ということだと思いますが、先ほども答弁申し上げましたけれども、この子ども条例制定に当たりましては、児童福祉法の理念というのがまず重視されるべきものということで、教育基本法をその根拠とはしていないところですが、この子ども条例は、先ほども答弁申し上げました、子どもが社会の一員として成長していくために大切なことを規定しており、大人が子どもにとって大切なことを理解するとともに、また、社会の一員として成長していくために必要なことを指導し、導くことを基本としているということで、御理解いただきたいなと思います。

○あなだ委員 学校関係者は、教育関連各法に基づいて学校教育を進めているわけでありまして。この条例、教育基本法、学校現場のそうした理念というものを反映していないですと。そうしたものは、むしろ条例がないことよりも、あることによって教育現場が混乱してしまうおそれがないのかなと思うところでありまして。

そうした中で、教育委員会と子育て支援部において、条例案を取りまとめる段階で、どのような意見交換や検討が持たれたのか、その内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○梅田子育て支援部次長 この条例の策定の経過にかかわるお尋ねだと思いますけれども、この条例の策定に当たりましては、旭川市子ども子育て審議会、これに部会を設置した中で調査、審議を進めてまいりました。この部会の構成員の中には、保育所関係者、幼稚園、小学校、中学校、高校、それぞれの関係者も参加をいただきまして、条例の目的を踏まえた上で御意見をいただいていたところでございます。

また、教育委員会との協議という状況でございますけれども、条例制定に向け検討していく中で、教育委員会に対しまして、他の関係部局とあわせ、情報提供してきたところございまして、昨年4月、条例の骨格づくりをしたわけですが、その段階から協議を行ってございまして、審議会の諮問、あるいはパブリックコメント実施前においても、条例案を示しながら協議を進めてきたところでございます。

以上です。

○あなた委員 条例において明確に子どもの健全育成をうたっている自治体においては、子どもの育ちにとって最も大切なこととして、教育基本法の教育の目的、目標にある、広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、創造性と自立の精神、正義と責任感、思いやり、公共心、畏敬の念、環境保全の態度、伝統文化の尊重、郷土愛と愛国心、国際平和を願う態度、こうした理念のもとに、これを前提に、児童福祉法にある、みずから考えることやみずから行動すること、これが盛り込まれているわけでありませう。

そうした中で、本市においても健全育成型に近いという御答弁でありましたが、私が確認させていただきたかったことは、児童福祉法とともに、こうした教育基本法が十分に盛り込まれているのかということでありませう。

現在、児童の健やかな成長の障害となっているのは、いじめ、虐待、非行など、こうした社会現象に対する防止策として、特に要請を受けているのが、教育基本法にある社会的規範、思いやりであり、これらの基礎が郷土愛や愛国心に延言していくのかなと思っているわけでありませうが、いかが思われますか。

○倉知子育て支援部長 この条例の性格ということで答弁させていただきたいと思っておりますけれども、まず、この条例につきましては、先ほど前文のところ御説明申し上げましたとおり、具体的な個別権利というものを定めているわけでもございませうし、基本となる政策を進めるに当たっての政策を宣言しているという基本的な立場をとっているところでございます。

ただいま教育基本法ということでございませうけれども、私どもとしては、児童の健全育成という観点から、さまざまな教育関係者とも意見交換させていただいておりますし、その中でのいろいろな意見も踏まえた形だと認識しております。

例えば、条文の中で子どもの自主性と自立性という言葉がありますけれども、そう

いった自立性というのは教育基本法にも書かれていることでありますし、そういったことも条文の中では十分表現されているのかなという認識でございます。

以上でございます。

○あなだ委員 権利条例ではないということで、個別の権利を定めるものではない、それは私もそうであるべきと思うところではありますが、ただ、こうした市長提案であるからつくったというようなわけではないと信じたいところではありますが、明確な目的意識を持つことが大切であるのではないのかなと思っているところであります。関連各法を十分に検討されているのかどうか、そういった意味で、子育てに関する児童福祉法のみならず、そうした姿勢というのは条例制定のあり方も問われるわけでありまして、そうした意味で、条例の性格上、教育基本法や関連各法が加味されたのか、そこら辺の意気込みを確認させていただいたわけでありまして。

次に、基本理念に入りますが、先ほどから子どもは保護の対象、繰り返しそういった用語が使われているわけでありまして。基本理念の中に、「子どもが健やかに育つ環境づくりは、子どもが愛情を受けながら育つことを基本として推進されなければならない」とありますが、児童福祉法の基本的な立場は、児童は大人から愛情を受けて保護される権利があるとうたっております。法解釈からすれば、これは愛情ではなく、先ほどから繰り返し答弁で使われておりますとおり、愛護とするのが妥当ではないか、見解をお伺いしたいと思います。

○梅田子育て支援部次長 基本理念の中の内容についてのお尋ねでございますけれども、愛護という表現につきましては、委員のほうからもお話ありましたように、児童福祉の理念、これは児童福祉法の第1条にございますけれども、子ども・子育て審議会からその答申をいただいた中で、市民にとってできるだけわかりやすい表現とするような意見ということをお願いしております。私どもはそれを踏まえまして、より身近な表現にしたいというふうに考えまして、愛情を受けながら育つことというふうにしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○あなだ委員 今まで子どもの平仮名併記や権利という、非常にわかりにくい表現をしておきながら、今度は市民にとってわかりやすい表現であると。愛情に加え、保護されることを愛護とするわけでありまして。それが児童福祉法においても明記されているわけであって、この保護という概念を簡略化することは適切であるのか、

先ほどから子どもは保護の対象と強調されていたわけでありまして、これを省いてもよろしいのかと思うわけでありますが、いかがお考えでしょうか。

○倉知子育て支援部長 今回、基本理念の中では、愛情という言葉を使っています。やはりこの中の、当然、子どもの成長に当たっては、大人のいろんな指導だとか、そういったものの関与が必要でございますし、この条例の中では、そういったこともありまして、愛情、例えば子どもの権利条約でもうたっているところでもありますけれども、やっぱり大人と子どもがいろんな信頼関係を結んでいくというところがあるわけですが、そういった子どもの成長にとって必要な大人と子どもの関係がございます。そんな中で、やっぱり愛情というものは基本となるべきだと思っておりますし、それと同時に、条文でも規定しておりますけれども、大人が見守って成長を図っていくと、そういった趣旨の前文にも書かれており、こういった考え方で整理してきたつもりでございます。

以上です。

○あなだ委員 先ほどから強調されております児童福祉法の中で、児童は大人から愛情を受け、保護される権利がある、そう前文で定義される中で、こうした愛情のみで、保護という概念が抜けてもいいのかなと、そうした心配といいますか懸念でございますけれども、そうした考えであるととらせていただきます。

次に、第13条の子どもの意見表明の機会の提供について、この子どもの意見表明の機会、これもいわゆるオートノミー権、自己決定権という権利に由来する用語であります。現在、この用語がひとり歩きし、子どもがこれを曲解、あるいは拡大解釈して、あらゆる権利を、自己決定する権利があるなどとして意見表明することにより、全国各地で深刻な問題を巻き起こしているところは承知であると思いますが、こうした子どもの意見表明、こうした権利の意味合いについて御説明いただきたいと思っております。

○梅田子育て支援部次長 子どもの意見表明の機会の提供ということについてのお尋ねでございますけれども、この条例におきましては、子ども自身がみずからの夢や希望を実現するために、自分たちでできることを考え、意見を述べ合うような機会を通じまして、子どもの主体性と自立性をはぐくむこと、これを目的としているところでございます。

また、先ほど来、お話出ていました、子どもは基本的に保護される対象でもありまして、大人と同等の権利を有するものではありませんので、例えばちょっと悪いかもしれませんが、例えば飲酒ですとか喫煙ですとか、普通は大人が許されるような行為をしている子どもに対しては、当然、周りの大人は正しく指導すべきであるというふうに考えております。

○あなだ委員 これも具体的な権利を規定しているものではないということで、そうであれば、権利という表現と同様に、もっと適切な表記の仕方があるのではないのかなと思うところでもありますけれども、先ほどの権利と同じ意味合いで、これを保障したり実行性を伴うものではない、そういったところで、最後、確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○倉知子育て支援部長 先ほど来から答弁申し上げましたとおり、子どもの意見の表明の機会の提供についても、個別の権利をこの中で規定しているわけでもございませんし、具体的な権利を保障しているという規定でもございません。

以上です。

○あなだ委員 最後に、この条例の特徴として、あいまいな表現がかなり多い中、ここで表現される権利というものが、権利を保障するという意味での権利ではなく、同様に、子どもの意見表明の機会においても、自己決定権、これも権利的な要素はないということを確認させていただいたところでもあります。私は、法律をもって子どもの権利が保障され、虐待など、子どもの権利侵害等が禁止されているにもかかわらず、これが一向によくならない現状に加え、子どもたちの社会性の低下や問題行動の多発など、いろいろと複雑化する中で、将来を担う子どもがみずから未来を切り開き、活力あるまち、いつまでも住み続けたいと思えるまちの実現を目指す、こうした理念というものは大変すばらしいと思っております。私たち大人が子どもたちをどうそこへ導いていくか、そうした意味で、この条例をつくりっぱなしにするのではなく、どう運用するかが問われているわけでもあります。最後にそこら辺の意気込みを聞いて、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。

○倉知子育て支援部長 この条例につきましても運用についてということで答弁させていただきたいと思いますが、この条例の推進に当たりましては、条例で規定しています目指すべきまちの姿として、将来、このまちで育った子どもたちが、旭

川のまちをより多くの市民がいつまでも住み続けたいというように感じられるまちを実現することを目的としています。

この条例につきましては、市民全体の行動指針として策定しようとするものでございますし、まずはしっかり市民の皆様知ってもらうことが必要だと思っておりますし、また、一人一人の市民の行動として実践していただくということが何よりも大事だと思っております。それに向けて、行政としても周知等に努めてまいりたいと考えております。

また、当面の課題解決というのはもちろんでございますけれども、中長期的な視野に立ちまして、関連する施策を推進することも必要でございますし、条例にも規定しております基本計画、これをしっかり議論してつくっていくということも必要であると思っております。

それから、社会状況、あるいは旭川の状況も踏まえながら、こうした基本計画も随時必要な変更を加えながら、そうした計画に基づいて着実に推進していくことが大切であると考えています。

以上です。